

# 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会

---

平成20年5月16日



(社)全国消費生活相談員協会

---

# 平成19年度 週末電話相談より

---

(社)電気通信事業者協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会に  
迷惑メール対策(25番ポートブロック)について要望 (18/7/4)

平成17年度の週末電話相談では、3,316件の相談のうち携帯やパソコン  
の情報関連サービスが1,478件と全相談の44.6%も占めていた。

19年度の相談件数は 3300件 そのうち  
携帯、パソコンの情報関連サービスは 1178件  
迷惑メールに関連した件数は 111件

# 迷惑メール関連事例

---

- ・ 小学生の子どもが懸賞サイトに応募したら、迷惑メールがたくさん届くようになった。
- ・ インターネットの懸賞サイトに登録したら個人情報を出会い系サイトやパチンコ情報業者に流され、迷惑メールがくる。
- ・ 携帯の占いサイトに登録したら出会い系サイトから次々とメールが来る。どう対処したらよいか。
- ・ メルマガ登録後に、別業者から400万円当選とメールがきた。アクセス後、出会い系サイトと判明。個人情報の流出が心配。

# 迷惑メール関連事例

---

- ・ 携帯に有料サイトの登録料が未払というメールが来たが、全く覚えがない。着メロサイトに登録したことがある。
- ・ 携帯に迷惑メールが多く、無料ゲーム案内に登録したら、出会い系メールが入り、誤って押すと登録になった。請求を受け9,000円払った。
- ・ SMSに、使った覚えがないが、アダルトサイトと思えるところから請求がきた。怖かったので37,000円払ってしまった。
- ・ 携帯に届いたメールに、懸賞サイトで現金が当たったとあり、手続きで7万円カード決済してしまった。

# 相談事例より

---

- ・メールアドレスを取得するためのサイトや、他の広告宣伝メールに利用することを明記していないサイト、または、記載があったとしても消費者が認識できないサイトに登録したために迷惑メールが送られた。
- ・SMSで無差別に送られた詐欺メールに返信してしまった。

# オプトイン方式の同意についての要望

---

## 1 「同意」の確認

- ・ 「同意」の確認は、受信者が「同意」と認識できる方法、画面での同意取得が必要。
- ・ 同意するか否かのチェックボックスがある場合は、事前に「同意する」にチェックマークを入れない。デフォルトオンにはしない。
- ・ 同意の取得は、原則として、個別事業者による同意が必要と考えられるが、関連会社の広告宣伝メールについても同意を取るのであれば、関連会社名や内容を明記し、受信者がどこに同意したか認識できるようにする。
- ・ 「同意」の証明は事業者にあると考えられ、「同意」を証する日時等の記録の保存は必要。

- 
- ・ メールマガジンに第三者の広告・宣伝を掲載する場合に、広告・宣伝が半分以上を占め、広告・宣伝のメールマガジンとなるのは問題。
  - ・ 同意を得るための広告・宣伝メールが何度も送信されるというのは、迷惑メールとして「迷惑メール相談センター」に情報提供する。
  - ・ 同意を得るメールにおいて、送信者の表示義務(送信者の氏名・名称や受信拒否の連絡先となる電子メールアドレス・URL等の表示)を守らない送信者については、受信拒否の通知をすることなく「迷惑メール相談センター」に情報提供する。
  - ・ 架空請求メールについては詐欺行為ではあるが、受信者に望まれない迷惑メールであることには違いはないため、広告宣伝メールと同様に考えて頂きたい。

---

## 2 実効性もたせるために

- ・ 迷惑メールを受信し、「同意していない」と返信メールを送り「同意」の記録の提示がない場合には、「迷惑メール相談センター」に情報提供することになるが、一般的にはその仕組みや連絡先を知らない。実効性をもたせるには、消費者に「迷惑メール相談センター」に簡単にアクセスできる方法とその周知が必要。
- ・ 「迷惑メール相談センター」は、HP等で情報提供の措置状況等について、また、国や業界がどのように動いてくれているかも含め情報提供をお願いしたい。
- ・ 総務省は、消費生活センターの相談員向けに「迷惑メールの対処法」等の研修を行うなど苦情のワンストップ化を図っていただきたい。

## 3 その他

- ・ 迷惑メールは海外発が多いというのであれば、本当に効果が上げられるかどうかは、諸外国の協力に負うところが多い。国による諸外国への強い働きかけが望まれる。



ありがとうございました

---



(社)全国消費生活相談員協会